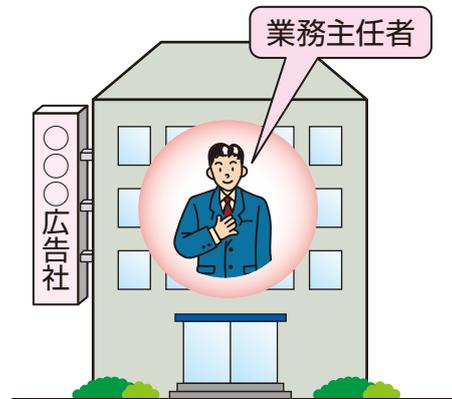


屋外広告業の登録等

1.屋外広告業の登録

新発田市で屋外広告業を営もうとする方は、新潟県に登録しなければなりません。この場合、営業所ごとに業務主任者を置くことが義務付けられています。



広告物等を表示・設置する者の義務

1.許可の表示

許可を受けた広告物には、許可の際に交付された証票（ステッカー）を張り付けるか、許可証印を受けなければなりません。

2.管理義務

広告物の設置者又は管理者は、広告物に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。

3.除却義務

許可期間が満了し更新許可申請を行わないとき、若しくは許可が取り消されたとき、又は設置の必要がなくなったときは、広告物を取り外さなければなりません。また、取り外した場合、その旨を市に届け出なければなりません。

4.更新許可申請

許可期間満了後も広告物を表示し、又は設置しようとするときは、更新許可を受けなければなりません。

